○国土交通省告示第七百九十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年七月六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
第一東海自動車道	豊川市千両町上西ノ谷二七番一から同市千両町上西ノ谷二四番二まで	前	最大 八七 最小 七五	三一
		後	最大 九四 最小 七四	

○国土交通省告示第八百号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成三十年八月四日及び同月五日の午前六時から午後七時までの間に限る。）。

平成三十年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

○国土交通省告示第八百一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年六月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－642号	表面仕上材（表面床張り材）	noraplan marine	nora systems GmbH	Höhnerweg 2-4 Weinheim, Federal Republic of Germany

○国土交通省告示第八百二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年六月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－87号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Ｒｗ＝32dB）	ＭＳ－Ｂ15－６Ｊ	株式会社西日本メタル工業	長崎県長崎市田中町416番地
第Ｓ－88号	〃（Ｒｗ＝33dB）	ＭＳ－Ｂ15－６Ｋ	〃	〃
第Ｓ－89号	〃（Ｒｗ＝32dB）	ＭＳ－Ｂ15－６Ｌ	〃	〃
第Ｓ－90号	〃（Ｒｗ＝31dB）	ＭＳ－Ｂ15－６Ｍ	〃	〃
第Ｓ－91号	〃（Ｒｗ＝31dB）	ＭＳ－Ｂ15－６Ｎ	〃	〃

○国土交通省告示第八百三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成三十年六月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｆ－389号	火災の危険の少ない家具（椅子）	クルーズシップ　ニチエス株式会社	布張りの変更

○東北地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から同市二ツ井町小繋字恋の沢五三番三まで	前	一一・五〇～三二一・一〇	〇・五一八
	後	一一・五〇～三二一・一〇	〇・五一八

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から同市二ツ井町小繋字恋の沢五三番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年七月七日

○中国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡琴浦町大字別所字本谷尻西平七八二番一から同町大字松谷字向山五番一まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年七月六日

○九州地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号